

令和5年度〔第4四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

農政水産部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約(単価契約を除く)は契約締結 日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
耕地課	埋蔵文化財(六地蔵遺跡)発掘調査業務委託	埋蔵文化財(六地蔵遺跡)発掘調査業務	令和6年3月26日 ~ 令和7年3月27日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	57,029,500	同協会は県内の歴史文化や地理地勢に精通し、かつ経験豊富な人材を有しており、県内には発掘調査を主たる業務とする事業者が他に存在しないため。 * 債務負担行為を含む契約	2	3イ
大津・南部農業農村振興事務所(田園振興課)	埋蔵文化財(高野・六地蔵遺跡)整理調査委託	埋蔵文化財(高野・六地蔵遺跡)整理調査	令和6年3月27日 ~ 令和7年3月27日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	15,308,700	同協会は県内の歴史文化や地理地勢に精通し、かつ経験豊富な人材を有しており、県内には発掘調査を主たる業務とする事業者が他に存在しないため。 * 債務負担行為を含む契約	2	3イ